

問1（憲法）

次の事例に含まれる憲法上の論点を取り上げ、論ぜよ。

私立A女子高等学校は、清廉・高潔な品格を備えた人間の育成を教育理念として掲げ、その一環として校則により、学校の許可なく普通自動車運転免許を取得することを禁じ、またパーマや染髪等を禁止していた。同校の生徒であるXは、学校に無断で普通自動車運転免許を取得した。それを知ったA女子高等学校は、反省を促すために一定期間の早期登校と校内の清掃を命じた。しかし、Xはその期間中に、さらに校則に反してパーマをかけ髪を染めるなどしたことから、A女子高等学校はXに対して退学勧告を行い、Xはやむなく退学した。

問2 (行政法)

次の設例を読み、以下の設問①～③に答えよ。

(設例)

Xは、Y県公安委員会から「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下、「法」とする。)第3条第1項に基づく風俗営業の許可を得てマージャン屋を経営していたところ、法第23条第2項に定める「禁止行為」に当たる「遊技の結果に応じて賞品を提供」する行為を行ったとして、同委員会により、法第26条第1項に基づき、40日間の営業停止を命ずる処分(以下、「本件処分」とする。)を受けた。そこでXは、本件処分の取消しを求める訴えを提起したが、訴訟の係属中に営業停止期間が経過したため本件処分の効果は消滅したとして、被告Y県が訴えの却下を求めるに至った。

設問①

本件は、期間の経過に伴い本件処分の本来の効果がなくなった事案に関するものであるが、ここで充足の有無が問われている訴訟要件、及び、その訴訟要件充足の有無を判断する際の法定基準について、簡潔に述べよ。

設問②

Xは、当該訴訟要件が充足されていることを示すために次のような主張を行った。この主張について、判例の見解にも言及しながら、論評を加えよ。

「本件処分が取り消されないままであると、第一に、本件処分によって失われた営業上の信用を取り戻すことができないこと、第二に、営業停止期間中に被った経済的な損害の賠償を求める訴えを提起しても認容される余地がないことから、当該訴訟要件が充たされていることは明らかである。」

設問③

Y県公安委員会は、法第26条第1項に定める営業停止処分について、行政手続法第12条第1項にいう「処分基準」を内規で定め、これを公表している。この基準によると、営業停止処分の前歴がある者が、3年以内に再び営業停止処分を受けることとなった場合、停止期間の量定において加重されることとなる。そこでXは、この「処分基準」による前歴加算の定めがあることも当該訴訟要件充足の理由となると主張したところ、Y県は、次のように反論した。この反論について、説得力のある再反論を加えよとした場合、どのようなものが考えられるか。本件「処分基準」がいわゆる「裁量基準」に当たることをも勘案して、答えよ。

「当該処分基準は、そもそも法令によるものではなく、いわゆる行政規則にすぎない。また、将来の営業停止処分の際に本件処分を受けたことが裁量権の行使における考慮要素とされるとしても、そのような取扱いは本件処分の法的効果によるものとはいえないから、本件訴えは不適法である。」

問3 (民法)

Aは、東京都内で小さな工場を経営し、順調に業績を伸ばしていたが、2008年9月のリーマンショックによる不況のあおりを受け、2012年末頃から徐々に資金繰りが困難になってきた。そこで、Aは、その父から相続した、東京郊外の甲土地を売却することとし、2015年6月15日、買主Bとの間で、甲土地について代金5000万円で売買契約を締結した。その売買契約書によれば、Bは、Aに対して、同年8月末に移転登記書類と引き換えに支払うこととなっていた。

この事実関係を前提に、以下の設問①及び②に答えよ。なお、設問①及び②はそれぞれ独立し、相互に関係しないものとする。

設問①

Aの債権者であるCは、Aの経営が危機的状況にあることを知り、Aの他の債権者に先駆けて、自らのAに対する3000万円の債権を回収しようと考えた。そこで、2015年7月1日、Cは、Aに対して、Aの所有する甲土地を代物弁済としてCに給付するか、既に履行期を徒過している3000万円の債務を直ちに弁済するかを強く迫った。これに対して、Aは、既に甲土地をBに売却していることと、他に資産がなく、3000万円を直ちに用意することはできない旨をCに伝えた。そして、Aは、Cの強い要求に応じ、やむなく甲土地を代物弁済としてCに給付し、C名義の移転登記もした。

2015年8月16日に、以上の事実を知ったBは、誰に対してどのような主張をすべきか。Bが甲土地を取得することができるか否か、また、仮に甲土地を取得することができないとしても、どのようにしてその損害を回復し得るかを論ぜよ。

設問②

Aに対して1000万円の債権を有しているDは、Aの経営が危機的状況にあることを知り、Aの他の債権者に先駆けて自らのAに対する債権を回収するとともに、この機に乗じて利益を得ようと考えた。そこで、Dは、Aと相談し、2015年6月30日付の甲土地の売買契約書を作成して、売主をAとし買主をDとする虚偽の売買契約を締結した。Dは、この虚偽の売買契約に基づき、甲土地についてD名義の移転登記をするとともに、同年7月15日、甲土地を代金4500万円でEに売却し、E名義の移転登記をした。さらに、Dは、Eと交渉し、同年8月15日、Eから甲土地を代金4700万円で再度買い受け、その旨の移転登記をした。

2015年8月25日、以上の事実を知ったBは、甲土地を取得することができるか否かを論ぜよ。

問4 (政治学)

次の文を読み、以下の設問①及び②に答えよ。

19世紀前半の政治に影響を及ぼす勢力として、ジャーナリズムは「第三身分」に続く「第四身分 (the Fourth Estate)」とされた。情報によって生きる、また情報のために生きる集団が、また情報操作としての政治が、明瞭に意識されたといえる。

設問①

デモクラシーに伴うマス・メディアの普及とともに、マス・メディアによる情報操作は、一般的には、世論の形成を意図する「穏やかな」プロパガンダ (政治宣伝) という形をとるようになった。こうした情報操作がもたらす効果を、「短期的と中長期的」という観点から説明せよ。

設問②

マス・メディアに加えて、インターネットの普及によって、政治はますます情報に依存するようになった。通信メディアと記録メディアの技術革新によって、膨大な情報が蓄積され、また高速度で流通するにもかかわらず、情報に対する一種の飢餓感はむしろ増進しているようにも見える。こうした現象を、情報の「公開と非公開」という観点から説明せよ。

問5（経済学）

いわゆる成果主義賃金について、以下の設問①及び②に答えよ。

設問①

成果主義賃金は、モラルハザード問題を解決するための手法といわれることがある。このことについて説明せよ。その際に、a) モラルハザード問題とは何か、b) モラルハザード問題を解決するための方法は何かについても説明すること。

設問②

成果主義賃金はどのような状況で望ましいと考えられるのかを説明せよ。その際に、成果主義賃金を導入することが望ましいと考えられる職種、そうではないと考えられる職種について例を挙げて具体的に説明すること。